

○飯塚市妊婦健康診査実施要綱

平成21年4月30日

飯塚市告示第118号

飯塚市妊婦健康診査実施要綱(平成20年飯塚市要綱)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、安全な分娩及び健康な子の出生の基礎的条件である妊娠中に行う定期的な健康診査の受診を促進し、妊婦及び子の保健管理の向上を図るため、本市が妊婦健康診査を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 妊婦健康診査は、社団法人福岡県医師会(以下「実施医療機関」という。)及び社団法人福岡県助産師会(以下「実施助産所」という。)に委託して実施するものとする。ただし、実施医療機関及び実施助産所に加盟していない医療機関については、市長が行うものとする。

(対象者及び回数等)

第3条 対象者は、本市に住所を有する妊婦とする。

2 妊婦健康診査の回数及び時期は、概ね次のとおりとする。

- (1) 第1回から第4回までを妊娠初期から妊娠23週までにおいて実施
- (2) 第5回から第10回までを妊娠24週から妊娠35週までにおいて実施
- (3) 第11回から第14回までを妊娠36週から出産までにおいて実施

(妊婦健康診査票)

第4条 妊娠の届出があったときは、当該妊婦に対し妊婦健康診査の趣旨、内容等を説明した上、妊婦健康診査票を交付するものとする。

(妊婦健康診査の受診)

第5条 妊婦健康診査票の交付を受けた妊婦は、妊婦健康診査の際に、妊婦健康診査票に母子健康手帳を添えて実施医療機関又は実施助産所に提出するものとする。

(妊婦健康診査の内容)

第6条 妊婦健康診査の検査内容は、次のとおりとする。

- (1) 問診及び診察
- (2) 血圧測定
- (3) 体重測定
- (4) 尿化学検査
- (5) 血液検査(血液型(ABO、Rh式)、貧血、梅毒血清反応、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体価、風疹HI抗体、血糖)

(6) 超音波検査

2 前項各号に掲げる検査の2回目以降については、医師又は助産師の判断により実施しないことができる。

(母子健康手帳の活用)

第7条 医師及び助産師は、妊婦健康診査の受診に際しては、母子健康手帳に記載する事項を参考にして妊婦健康診査を実施するとともに、母子健康手帳に実施した妊婦健康診査の必要事項を記載するものとする。

(事後指導)

第8条 市長は、妊婦健康診査の結果に応じ、当該妊婦に対し次に掲げる指導を行うものとする。

(1) 保健指導を要する者については、保健指導を十分に行うとともに、必要に応じ訪問指導等を行う。

(2) 医療を要する者については、各種医療保険又は生活保護法(昭和25年法律第144号)による医療扶助等の活用により医療が円滑に行われるよう指導するとともに、妊娠高血圧症候群等療養援護費の給付の対象となる場合は、その受給についても指導を行う。

2 前項の指導については、実施医療機関又は実施助産所と連絡を密にして行うものとする。

(周知)

第9条 保健及び医療関係者に対し本制度の周知徹底を図るとともに、対象者の受診の勧奨に努めるものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。